

## 平成 29 年 6 月 30 日改訂版における主な変更内容

### 1 経營業務管理責任者要件として求められる経験の期間について（告示第 1 号ロ並びに告示第 2 号イ及びロ関係）【 3 ページ】

許可を受けようとする建設業に関する補佐経験（告示第 1 号ロ）、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験（告示第 2 号イ）及び許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験（告示第 2 号ロ）については、経營業務の管理責任者要件として求められる経験の期間を 6 年以上とします。

### 2 健康保険として「建設国保」に加入している場合の確認方法について【124 ページ】

建設国保の加入証明書については加入者全員の氏名が記載された「原本」が必要であることを明記するとともに、厚生年金については年金事務所保険料領収書に加えて「加入者全員の標準報酬決定通知書」が必要であることを補記しました。